# 提出書類一覧

(1) 指定申請に関する書類			提出 部数	
		単独団体の場合	様式1	
1	指定申請書	ジョイント方式に より構成された団 体の場合	ア 様式2 イジョイント方式によ り構成された団体の 構成員名簿兼委任状 (様式3)	正本 1部 副本
2	広島市○○区民文化センターの管理運 営及び事業実施に関する事業計画書	様式4		9部
3	指定管理実績調書	様式 <u>16</u> (ジョイント方式により構成された団体の場合は、代表団体の実績についてのみ記載すること)		

(2) 提案額に関する書類			提出 部数
1	広島市○○区民文化センターの管理運営に関する収支計画書及び積算内訳書	様式6及び様式6別紙(別紙1別記「管理 運営に関する収支計画書(様式6)等の提 出方法」に従って提出すること)	正本 1部

(3) 申請者に関する書類(※1)			提出 部数
1	広島市が推進する行政施策に関する報告 書	様式7	
2	申請者の定款、寄附行為、規約又はこれら に類する書類		正本 1部
3	法人の登記事項証明書	3か月以内に発行されたもの 法人以外の団体にあっては、これらに相 当する書類	
4	財務書類 (内訳)直近3事業年度における以下の書類 法人税申告書の写し(税務官署受付印のあるもの。ただしe-tax の場合は受信通知などが確認できること)、貸借対照表、損益計算書、事業報告書、株主資本等変動計算書、個別注記表、キャッシュフロー計算書、附属明細書、会計監査人又は監査役会により監査を受けた場合その監査報告書	組織規模等により、作成が義務付けられていない書類については、提出不要申請者の発行済株式の100%を保有する親会社(株式会社に限る。)がいる場合は、親会社の書類も提出	正本 1部 副本 1部
5	申請書を提出する日の属する事業年度に おける団体に関する事業計画書及び収支 予算書	法人以外の団体にあっては、これらに相 当する書類	正本 1部

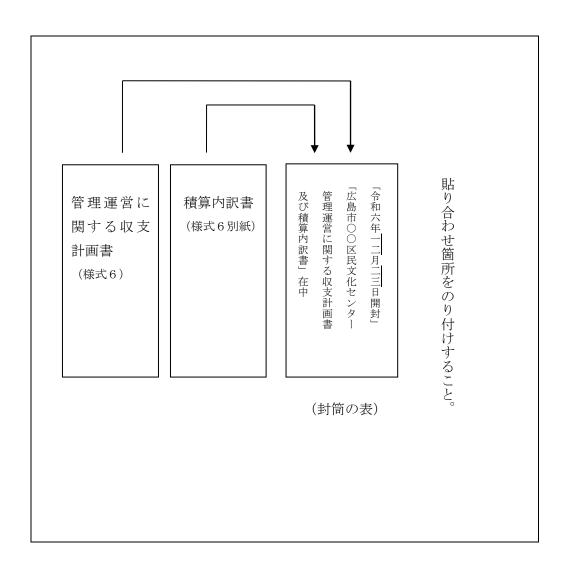
6	団体の概要を記載した書類	ア 団体の概要(様式8) イ 役員名簿(様式9) ウ 設立趣旨、事業内容、役員名簿(法 人以外の団体にあっては、代表者又は 管理人等の名簿)、従業員数、資本の 額その他経営規模など申請団体の概 要が分かるもの 申請者の発行済株式の100%を保有 する親会社(株式会社に限る。)がいる 場合は、アイウ全ての書類について親会 社の書類も提出。	正本 1部 副本 1部
7	広島市税について、未納の徴収金(納期限 が到来していないものを除く。)がない旨 の証明書	広島市長が発行する市税納税証明書(3 か月以内に発行されたもの)	
8	法人税と消費税及び地方消費税について、 未納の税額(納期限が到来していないもの を除く。)がない旨の証明書	税務署長が発行する納税証明書その3 の3(法人税と消費税及び地方消費税の 未納の税額がないことの証明。3か月以 内に発行されたもの)	
9	障害者の雇用の促進等に関する法律に定 める障害者雇用状況報告書の写し	障害者雇用状況報告書の作成義務のない団体については、様式10(基準日令和6年6月1日)を提出 ※ 障害者雇用状況報告書の作成義務のない団体で、障害者を雇用しているる場合は、障害者を常用雇用していることを確認することができる書類(健康保険証等及び身体障害者手帳等の写し)を提出(※2)	
10	障害者の雇用の促進等に関する法律に定める障害者雇用納付金に係る申告書の写 し及び納付が確認できる書類の写し	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 へ申告義務のある団体は、令和6年度及 び令和5年度に申告した申請書の写し 及び納付が確認できる書類の写しを提 出	
11)	障害者雇用計画書	障害者雇用状況報告書の作成義務のある団体のうち法定雇用障害者数を達成していない団体のみ様式11を提出	正本 1部
	IS014001 の登録証の写し		
	IS014005 の登録証の写し		
	エコアクション 21 認証・登録証の写し		
	次世代育成支援対策推進法に基づき策定した「一般事業主行動計画」の写し	該当する場合のみ提出(ただし、申請日 において行政機関等に届出または認定 等されており有効期限内のものに限る。	
12	次世代育成支援対策推進法に基づく「基準 適合一般事業主認定通知書」の写し	指定期間中に計画等が満了するときは、再取得若しくは新たに計画を策定すること。)	
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき策定した「一般事業主行動計画」の写し		
	女性の職業生活における活躍の推進に関 する法律に基づく「基準適合一般事業主認 定通知書」の写し		
13	宣誓書	様式12	

14)	事業所調書兼実体調査同意書	様式15(本店に係るものとし、広島市外に本店があり、広島市内に本店以外の事業所等がある場合は、広島市内の代表的な事業所等に係るものも提出)	
-----	---------------	---	--

- ※1 ジョイント方式により構成された団体の場合は、構成団体ごとに提出すること。
- ※2 健康保険証等の写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号等、住所及び生年月日は黒 塗りの上、提出すること。

## 管理運営に関する収支計画書(様式6)等の提出方法

管理運営に関する収支計画書(様式6)及び積算内訳書(様式6別紙)は、 次の方法に従って提出してください。



## 広島市区民文化センター指定管理者候補者の評価基準

### ア評価項目・配点

評 価 項 目	配点
【市民の平等利用を確保することができること。】 〔評価のポイント〕 ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、どのような方策がとられているか。	5点
「神田市代別に発揮されること。」 「評価のポイント」 「 施設の利用促進に係る基準値が達成されるものになっているか。  ② 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。  ③ 地域に根差した個性ある文化の創造に寄与しているか。  ④ 利用料金の設定等は、利用者サービスを考慮したものになっているか。	4 5 点
【事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】  〔評価のポイント〕 ① 団体の経営は安定しているか。 ② 本市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。	3 5 点
<ul> <li>【管理経費の縮減】</li> <li>① 提案額が上限額を超える場合は、0点とする。</li> <li>② 提案額が下限額を下回る場合は、調査の結果、業務が適正に履行されないおそれがあると認められるときは 0点とし、適正に履行されると認められるときは満点 (15点) とする。</li> <li>③ 上記①、②以外の場合は、次の算式により採点する。ただし、その数値が1未満の場合は1点とする。 [算式]</li> <li>【上限額 - 提案額</li> <li>上限額 - 下限額</li> </ul>	
計	100点

※ 上記評価項目のうちいずれか1項目に「0点」がある場合は、選定の対象外とする。

#### イ 加点減点項目・配点

### 【障害者雇用率の達成】

- ① 障害者雇用率が2.5%を超えて3.75%未満の場合は4点加点
- ② 障害者雇用率が3.75%以上で5.0%未満の場合は7点加点
- ③ 障害者雇用率が5.0%以上の場合は10点加点
- ④ 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも滞納していた場合は2点減点

#### 【環境問題への配慮】

ISO 14001 若しくは ISO 14005 又はエコアクション 2 1 を取得している場合は 5 点加点

#### 【男女共同参画・子育て支援の推進】

- ① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合は3点減点
- ② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている場合は2点加点
- ③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合 は3点減点

公庫・公団等の特殊法人等の場合は、障害者雇

用率を「2.5%→2.8%」「3.75%→4.2%」「5.0%

→5.6%」と読み替える。

④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定を受けている場合は2点加点

### 【地域貢献度】

- ① 広島市内に、本店がある場合は4点、本店がなく支店がある場合は2点、その他事業所等がある場合は1点を加点する。
- ② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が、8割以上の場合は3点、5割以上で8割未満の場合は2点、2割以上で5割未満の場合は1点を加点する。

上記の項目の合計得点に0.5を乗じたものを加点減点項目全体の得点とする。

- ※ ジョイント方式により構成された団体の場合、加点項目は全社が当該項目に該当する場合に加点し、減点項目は1社でも当該項目 に該当する場合に減点する。
- ※ 【障害者雇用率の達成】については、障害者雇用状況報告書の作成義務がない団体であっても加点対象とする。
- ※ 【地域貢献度】の①については、事業活動を行っている事業所等があれば雇用が創出され、地域経済の活性化につながることから加点している。このため、事業所等の登記を行っている場合であっても、本市が調査した結果、事業活動の実体がないと判断したときは加点しない。